

# ( 6 ) 入居申込書（法人用）

[入居希望者（法人）→媒介業者]

## 本書式の趣旨

入居希望者に、特定物件につき、契約締結申込みの意思表示をしてもらうものである。

## 解説

- ① 入居希望者が物件を決めた場合、本書式の作成提出によって、入居希望者にとっては、契約締結までの間当該物件を押さえておくという意味を、貸主にとっては、その人に貸してよいかを判断するための情報を得るという意味を、それぞれ持つことになる。
- ② 本書式はあくまで契約の申込みであり、貸主が承諾してはじめて契約が成立することを説明しておくことが望ましい。また、入居申込書の提出があれば、別に調査すべき事項があれば調査の上、できるだけ速やかに貸主に連絡し、契約を締結するか否かの判断を求める必要がある。  
入居希望者が契約締結を確信することに無理のない状況の下で入居希望者が引越し等の準備をし、ある程度の期間が経過して準備がある程度進んだ段階で契約締結を拒否すると、「契約締結上の過失」として損害賠償請求される可能性があることに注意が必要である。
- ③ 本書式中の代表者や入居者、連帯保証人の情報は個人情報にあたるため、個人情報保護法上、利用目的を明示し、第三者提供の同意等の措置を探る必要がある。  
本書式は利用目的の明示と第三者提供のオプトアウト対応が図られるように作成してあるので、入居者（法人）には、コピーを渡し、入居者等にもその旨を伝えてもらうようにしておく。
- ④ 契約締結時の提出資料もここで確認しておく。  
なお、印鑑証明書や登記事項証明書等については、発行から相当期間経過したものであると現在とは異なる場合があるため、3ヶ月以内に発行したもの求めるようにする。